

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処分名	製造所、貯蔵所又は取扱所の設置・変更の許可		
根拠法令名	消防法(昭和23年法律第186号)		第11条第1項
基準法令名	消防法(昭和23年法律第186号) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)		第11条第2項 第9条～第19条まで
所管部署	消防局 予防課 危険物係		
標準処理期間	設置 2 1 日 変更 1 4 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・ 文書の名称 【 危険物施設の審査基準（大津市消防局）・危険物施設の審査基準（財・東京防災指導協会）・危険物審査基準（全国消防長会東近畿支部）・危険物法令の早わかり 】 ・ 掲載図書等 【 消防実務六法 】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 法第11条第 2 項の規定に基づき、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が法第10 条第 4 項の技術上の基準に適合していること、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであることとし、法第10条第4項の技術上の基準については危険物の規制に関する政令第9条から第19条までのほか、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定において定めるところによる。 なお、「当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること」とは、危険物の性状に即した通常予想されている方法での貯蔵又は取扱いが行われる限りにおいて、この基準に適合した危険物製造所、貯蔵所又は取扱所の保安は確保されることを目的として設置されているものであるからこの基準に適合していればよい。			

参 考

(根拠法令)

消防法第11条

製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする

(基準法令)

消防法第11条

- 2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下この章及び次章において「市町村長等」という。)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。